位面	≥ 登 佣 計 凹	箕面市森町中一丁目、森町中二 約258.9ha	丁目、森町中三丁目、森町北一丁目	、森町北二丁目、森町南一丁目、森	《町南二丁目、森町南三丁目、森町)	西一丁目、森町西二丁目、森町西三	丁目、下止々呂美及び上止々呂美	地内					
144	区分の名称細区分の名称	依 住宅地区							施設地区沿道施設地区				
	細々区分の名称	一般住宅地区1-1	一般住宅地区1-2	一般住宅地区2	里山住宅地区	計画住宅地区1	計画住宅 地区2	住宅隣接緑地地区	センター施設地区	沿道施設地区1	沿道施設地区2	教育施設地区	広域誘致施設地区
	面 積 建築物等の用途 の制限	約28.4 ha 次に掲げる建築物は、建築しては ならない。 (1)学校(小学校、中学校、高等学 校に限る。) (2)公衆浴場 (3)畜舎	ならない。	約18.9ha 次に掲げる建築物は、建築しては ならない。 (1)公衆浴場 (2)畜舎	は、建築してはならない。 (1)建築基準法別表第2(ろ)項に掲 げる建築物 (2)前号の建築物以外の用途に供 するものでその用途に供する部分 の床面積の合計が1,000㎡以内の もの。	ならない。 (1)工場 ただし、建築基準法施行令第130 条の6に掲げるもの及び自動車修理工場を除。 (2)学校(小学校、中学校、高等学校に限る。) (3)マージャン屋、はちんこ屋、射市券場・勝馬技票券発売所、場外車券で場で加したいに顕するもの。 (4)カラオケボックス (6)高舎 ただし、店舗(動物病院を含む。) に付属する語音合で床面積が15㎡ 以下でものは除く (7)合庫	約5.4ha がに掲げる建築物は、建築してはならない。 (1)工場 建築基準法施行令第130 ただし、建築基準法施行令第130 東理工場を除く。 (2)学校(小学校、中学校、高等学校に限る。) (3)マージャン屋、ばちんこ屋、射的集 勝馬投票券発売所、場外車券 一般、10分割である。 (4)カラナカボックス (5)ホテル・旅館 (6)畜舎ただし、店舗(動物病院を含む。) に付属する畜舎で床面積が15㎡ 以下のものは除く (7)倉庫 ただし、店面積の合計が1,500㎡以下でものは除く (8)自動車教習所 (9)届出住宅	は、建築してはならない。 (1)建築基準法別表第2(い)項第9	してはたらない。 (1)住宅及び共同住宅 ただし、事務所、店舗その他これら ただし、事務所、店舗その他これら に類する用途を併用または兼用す る住宅及び共同住宅を除く。 (2)畜舎 ただし、権の用途の砂塞築物又は建 物の部分に附属する倉庫で に掲げるもの及び与転車 重揚の に がは、他の用途の建築物文は建 を をが、のまり、のまり、のまり、のまり、のまり、という。 は、地がるもの及び与転車 重揚の に なに供するのまり、という。 は、地がるもの及び与転車 重揚の用 は、地がるもの及び与転車 重揚の用 は、地がるもの及び与転車 電場の は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	ならない。(1)建築基準法別表第2(に)項に損 (1)建築基準法別表第2(に)項に損 (1)を建築物 ただし、作業場の床面積が50㎡を 起えない自動車修理工場を除く (2)学校(小学校、中学校、高等学 校に限る。) (3)畜舎 ただし、店舗(動物病院を含む。) に付属する高舎で床面積が15㎡ (4)倉庫 ただし、他の用途の建築物 又は建築物の部分に対断属する倉庫で下 に提材する60の及び自転でで下 に掲げる60の及び自転でで (1)主たる用途の部分と対解ので、が主 を選集がの部分の床面積の合かで、が当たる の部分を含む一の産築物で、が当たる の部分を含む一の産薬物で、が当たる の部分を含む一の産薬物でで、が当たる に適しまたるもの。 (二)主たる用途の部分と別棟の附属 属倉庫の用に供する部分と別棟の附属 属倉庫の用に供するの部分と (二)に)に)の所属倉庫の解の合計が主たる (二)に)に)のが属倉庫の部途の 分の床面積の合計が主たであるも の。	ただし、建築基準法施行令第130 条の6に掲げるもの及び自動車修 理工場を除金。 (2)自動車教習所 (3)学校/中校 中学校、高等学校に限る。) (4)マージャン屋 ばちんこ屋、射的 場、勝馬投票券発売所、場外車券 売場その他これらに類するもの。 (6)方字カゲックス (6)客席の部分の床面積の合計が 20001未満の劇場、映画館、演芸 場、観覧場 (7)ホテル・旅館 (8)畜舎 ただし、店舗(動物病院を含む。) に付属する音舎で床面積が15㎡ 以下のものは除く (9)倉庫 に掲げるもの及び自転車置場の用 途に供する部分を除く。 (i)主たる用途の部分と附属)を にはずる部分を除く。 (i)主たる用途の部分と附属)を の部分をさしての継承物で、附属	宅であるものを除く、)以外の建築 物は建築してはならない。 (1)中学校、高等学校、大学、専修 (2)図書館 (3)寄宿舎、下宿 (4)診療所 (5)店舗、飲食店で建築基準法施 行令第130条の5の3の各号に掲 げるもの (6)水泳場	してはならない。 (1)住宅 (2)兼用住宅 (3)共同住宅、寄宿舎又は下宿 (4)老人ホーム、身体障害者福 祉ホームその他これらに類するもの (5)診療所で入院設備を有するもの (6)病院
	建築物の建蔽率	_	_	_	_	_	_	_	_	_		_	6/10
地樂物等	の最高限度 建築物の敷地面 積の最低限度	ただし、公益上必要な建築物の敷	150㎡とし、止々呂美東西線の別 図に示す区間又は付替市道2号線 及びその延長部分のうち別図に示 す区間に接する敷地は170㎡とす る。 ただし、公益上必要な建築物の敷 地として使用する土地については	ただし、公益上必要な建築物の敷 地として使用する土地については		地として使用する土地については		-			170㎡ ただし、公益上必要な建築物の敷 地として使用する土地についてこ の限りでない。		500㎡ ただし、公益上必要な建築物
区 整 備 計 画に関する事項	壁面の位置の制限	(以下「外壁等」という。)の面から敷	この限りでない。 建築物の外壁又はこれに代わる柱 (以下「外壁等」という)の面から敷	(以下「外壁等」という。)の面から道路境界線までの距離は、1m以上とする。	(以下「外壁等」という。)の面から敷	(以下「外壁等」という。)の面から敷	(以下「外壁等」という。)の面から敷	(以下「外壁等」という。)の面から敷	建築物の外壁又はこれに代わる柱 (以下「外壁等」という。)の面から敷 地境界線までの距離は、1m以上と する。	(以下「外壁等」という。)の面から敷	(以下「外壁等」という。)の面から敷	(以下「外壁等」という。)の面から敷	る柱(以下「外壁等」という。)の
		にある建築物又は建築物の部分で 次の各号のいずれかに該当する場 (1) 外壁等の中心線の長さの合計 が3加以下であるもの。 (2) 物置その他これに類する用途 (2) 物置その他これに類する用途 (2) 性助、軒の高さが2.3加以下 で、かつ、床面積の合計が5㎡以内 であるもの。 (3) 自動車車庫及び自転車置場の 用途に供し、軒の高さが2.3m以下 で、壁面を有しないもの。 (4) 自動車車庫及び自転車置場の	ただし、当該限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分で 次の各号のいずれかに該当する場 (1)外壁等の中心線の長さの合計 が3加以下であるもの。 (2)物置その他これに類する用途 (自動車車庫及び自転車置場の以下 で、かつ、床面積の合計が5㎡以内 であるもの。 (3)自動車車庫及び自転車置場の 用途に供し、軒の高さが2.3m以下 で、整面を自しないもの。 (4)自動車車庫及び自転車置場の (4)自動車車庫及び自転車置場の	にある建築物又は建築物の部分で 次の各身のいずれかに該当する場 台は、この限りでない。 (1)外壁等の中心線の長さの合計 が3加以下であるもの。 (2)物置その他これに類する用途 (自動車車庫及び自転車置場を除く)に供し、軒の高さが2.3加以下 で、かつ床面積の合計が5㎡以内であるもの。 (3)自動車車庫及び自転車置場の 用途に供し、軒の高さが2.3加以下 で、壁面を有しないもの。	にある建築物又は建築物の部分で 次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (1)外壁等の中心線の長さの合計 が3加以下であるもの。 (2)物置その他これに類する用途 (自動車車庫及び自転車置場を除く)に供し、軒の高さが2.3加以下 で、かつ床面積の合計が5㎡以内であるもの。 (3)自動車車庫及び自転車置場の 用途に供し、軒の高さが2.3加以下 で、壁面を有しないもの。	にある建築物又は建築物の部分で 次の各身のいずれかに該当する場 信は、この限りでない。 (1) 外壁等の中心線の長さの合計 が3加以下であるもの。 (2) 物置その他これに類する用途 (自動車車庫及び自転車置場を除 く)に供し、軒の高さが2.3加以下 であるもの。 (3) 自動車車庫及び自転車置場の 用途に供し、軒の高さが2.3加以下 で、壁面を有しないもの。 (4) 自動車車庫及び自転車置場の	にある建築物又は建築物の部分で 次の各号のいずれかに該当する場 台は、この限りでない。 (1)外壁等の中心線の長さの合計 が3加以下であるもの。 (2)物置その他これに類する用途 (自動車車庫及び自転車置場を除く)に供し、軒の高さが2.3加以下 で、かつ床面積の合計が5㎡以内であるもの。 (3)自動車車庫及び自転車置場の 用途に供し、軒の高さが2.3加以下 で、壁面を有しないもの。	にある建築物又は建築物の部分で 次の各号のいずれかに該当する場 合は、この限りでない。 (1)外壁等の中心線の長さの合計 が3加以下であるもの。 (2)物置その他これに類する用途 (自動車車庫及び自転車置場を除く)に供し、軒の高さが2.3加以下 で、かつ、床面積の合計が5㎡以内であるもの。 (3)自動車車庫及び自転車置場の 用途に供し、軒の高さが2.3加以下 で、壁面を有しないもの。	(自動車車隊及び自転車置場を除く)に供し、軒の高さが2.3m以下 (7で,かつ床面積の合計が5㎡以内であるもの。) (3)自動車車庫及び自転車置場の 用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、壁面を有しないもの。) (4)自動車車庫隊び自転車置場の	にある建築物又は建築物の部分で 次の各号のいずれかに該当する場 信は、この限りでない。 (1) 外壁等の中心線の長さの合計 が3加以下であるもの。 (2) 物置その他これに類する用途 (自動車車庫及び自転車置場を除 く)に供し、軒か高さが2.3加以下 であるもの。 (3) 自動車車庫及び自転車置場の 開途に供し、軒の高さが2.3加以下 で、壁面を有しないもの。 (4) 自動車車庫及び自転車置場の	にある建築物又は建築物の部分で 合は、この限りでない。 合は、この限りでない。 (1) 外壁等の中心線の長との合計 が3加以下であるもの。 (2) 物置その他これに類する用途 (自動車車庫及び自転車置場を除く)に供し、軒の高さが2.3加以下 で、かつ床面積の合計が5㎡以内 であるもの。 (3) 自動車車庫及び自転車置場の 用途に供し、軒の高さが2.3加以下 で、壁面を有しないもの。	にある建築物又は建築物の部分で 次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (1)外壁等の中心線の長さの合計 が3加以下であるもの。 (2)物置その他これに類する用途 (自動車車庫及び自転車置場を除く)に供し、軒の高さが2.3加以下 で、かつ床面積の合計が5㎡以内であるもの。 (3)自動車車庫及び自転車置場の 用途に供し、軒の高さが2.3加以下 で、壁面を有しないもの。	にある建築物又は建築物の部分で 次の各号のいずれかに該当する場 合は、この限りでない。 (1)外壁等の中心線の長さの合計が3m以下であるもの。 (2)物置その他これに類する用途 (自動車車庫及び自転車置場を除く)に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ床面積の合計が5㎡以内であるもの。 (3)自動車車庫及び自転車置場の用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、壁面を有したいもの。
	建築物等の高さ の最高限度	10mとする。	10mとする。	12mとする。	12mとする。	12mとする。	12mとする。	10mとする。	16mとする。	12mとする。	12mとする。	機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その 他これらに頼する建築物の屋上部 分の水平投影面積の合計が当該 建築物の建築面積の8分の1以内 の場合においては、その部分の高 さは、5メートルまでは、当該建築	他これらに類する建築物の屋上部 分の水平投影面積の合計が当該 建築物の建築面積の8分の1以内 の場合においては、その部分の高
	土地の利用に関す事項	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7 0 /	泰町内の住宅地に面する部分(別 添「緑地エリア図」参照)について は、良好な市街地環境を確保する ため改変することなく維持、保全 し、かつ建築物の建築又は工作物 等の設置をしてはならない。 ただし、公共の用に供するもの又 は維持管理上やむを得ないと認め られるものについてはこの限りでは ない。